

事業コード	0020301	政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保						
事業名	新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援事業	施策コード	02	施策名	暮らしやすい生活環境の確保						
		指標コード	03	施策目標(指標)名	生活衛生営業者の育成						
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課	班名	調整・生活衛生・水道班	(tel)	1592	担当課長名	庄司 浩久	担当者名	奈良 勝利
評価対象事業の内容											
1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 理容所、美容所、クリーニング所等の生活衛生関係営業施設においては、本県の新型コロナウイルス感染症緊急事態措置期間においても営業を行ってきており、今後も「新たな生活様式」を踏まえた感染予防対策を継続する必要があることから、防止対策に資する衛生資材を支給し、対策に係る費用負担の軽減を図る。				5. 前回評価における指摘事項等							
				指摘事項							
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点 登録台帳に記載されている全ての事業所(約6,000)に対して、手指消毒用エタノールの無償配付の必要性を返信用ハガキを用いて確認したところ、約4,600事業所からしか回答を得ることが出来なかった。また、当初時(9月~10月)においても配付不能事業所がでるなど、台帳の問題や期間内廃業の事業所があることが判明し、一部の事業者に対する衛生資材の配送が遅れるといった課題が生じた。				指摘事項への対応							
2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの) 満足度を把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: 年 月) 満足度の把握方法 □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 ■ ヒアリング □ インターネット □ その他の手法 (具体的に) 満足度の状況 早い時期に配付出来た事業者からは良かったと回答。遅く配付した事業者からは遅いと回答を受けたが、全体的に見ると概ね妥当と思われる。				6. 事業の内容 事業概要及び推進状況							
				手指消毒用エタノールの配付(理容所、美容所、クリーニング所等) ○当初予定 4,600事業所 消毒用エタノール購入(9/7) 配付予定数量 4,415件 配付数量 4,361件 消毒用エタノール購入(10/27) 配付予定数量 76件 配付数量 76件 消毒用エタノール購入(12/17) 配付予定数量 30件 配付数量 30件 追加発生分(在庫数で対応) 配付予定数量 1件 配付数量 1件 配付不能個別対応 配付数量 44件 配付予定数量合計 4,522件 実配付数量合計 4,512件							
3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか) 手指消毒用エタノールを配付希望する事業所へ速やかに配付。				事業費等							
				単位(千円)							
4. 目的達成のための方法 事業の実施主体 秋田県 事業の対象者・団体 理容所、美容所、クリーニング所等 達成のための手段 秋田県内に事業所を置く、危険物の配送が可能な宅配業者に委託し、生活衛生関係営業施設に衛生資材を配付することで感染予防対策の継続を図る。				事業費等							
				単位(千円)							
				内 訳		当初計画事業費		最終事業費			
				新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援事業		44,971		27,619			
						0		0			
						0		0			
						0		0			
						0		0			
				事業費計		44,971		27,619			
財源内訳				国庫補助金		44,971		27,619			
				県債		0		0			
				その他		0		0			
				一般財源		0		0			
				当初計画及び最終の事業費比較							
				最終事業費 / 当初計画事業費 =(0.61)							

7. 事業の効果及び課題の改善状況 配付に時間がかかったものの手指消毒用エタノール（５Ｌ）の配付により、各事業者で入手が難しかった状況が解消された。										所管課の評価 評価結果	
有効性の観点	住民満足度の状況 ○ a ○ b ○ c 【 b又はcの場合の分析】 事業終了日が年度末に近かったため住民満足度の調査を行っていない。									○ A ● B	
	事業の効果 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【 b又はcの場合の理由】 配付希望事業所への配付に時間がかかった影響により、期間内廃業等により配付不能となった事業所があったため、全体にわずかに行き渡らなかった。									○ C	
	事業の経済性の妥当性 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.0～ ○ b 0.8～1.0 ○ c ～0.8 $\left[\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right] / \left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right] = 1.6$ 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】 手指消毒用エタノールについては、単価契約を結び格安に購入出来た。配付関係は、過去に実績が無いため契約金額についての判断材料がないが、契約交渉の過程で大幅な値引きがあった。									評価結果 ○ A 1.0～ ● B 0.8～1.0 ○ C ～0.8	
	効率性の観点										
総合評価	○ A（妥当性が高い） ● B（概ね妥当である） ○ C（妥当性が低い） 理容所、美容所、クリーニング所等において、新型コロナウイルス感染症の影響で入手が難しくなった手指消毒用エタノールについて、県では当初の元台帳から対象事業所を把握するところから始め、配付不能事業所がわずかに発生したものの、最終的に必要と申し出があった各事業所へ、全体的に配付を完了することが出来たので概ね妥当であるとする。										
	評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)										
	政策評価委員会意見										
8. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み											
指標	指標名	消毒用エタノールの配付率							指標の種類		
	指標式	配付数 / 要望数（％）							● 成果指標 ○ 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当										
	指 標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	02年度	全体		
	目標a	0	0	0	0	0	0	4,522	4522		
	実績b	0	0	0	0	0	0	4,494	4494		
	b / a							99.4%	99.4%		
データ等の出典	生活衛生課調べ										
把握する時期 ● 当該年度中 03 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月											
指標	指標名								指標の種類		
	指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当										
	指 標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	02年度	全体		
	目標a	0	0	0	0	0	0	0			
	実績b	0	0	0	0	0	0	0			
	a / b								0%		
データ等の出典											
把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月											
指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法											
指標を設定することが出来なかった理由											
成果(見込まれる効果)											

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1) 各評価項目の判定基準

観 点	評価項目	判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	0		A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1~3点) C:有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1				
		c 住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目的の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	1		1次 2次	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0				
	計		4	1		B	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	1		A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0			1次 2次	
	計		2	1		B	

(注) 事業経済性の算定式

$$\left(\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right) \div \left(\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画時事業費}} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B	
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		